

居宅介護支援事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人坦水会 操健康クリニック が開設する 指定居宅介護支援事業所 操介護支援センター（以下事業所とする）が行う居宅介護支援事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するため、人員および管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者（以下「要介護者等」という）に対し、適正な居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定居宅介護支援の提供にあたっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保険医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合かつ効率的に提供されるように配慮して行う。

- 2 指定居宅介護支援の提供にあたっては、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。
- 3 事業の実施にあたっては、市町村、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等の保険・医療・福祉サービスとの連携に努める。
- 4 地域包括支援センターより介護予防支援の依頼があった場合には受諾する。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称および所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 操介護支援センター
- 二 所在地 岐阜市藪田南1丁目4番20号

(職員の職種、員数、および職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、および職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名
ア・管理者は、事業所の従事者の管理および業務の管理を一元的に行うものとする。
イ・管理者は事業所の介護支援専門員、その他の従事者に運営基準を遵守させるため必要な指揮命令を行うこと。
- 二 介護支援専門員 1名（常勤・管理者兼務） 2名（常勤）
ア・介護支援専門員は、要介護者及び要支援者の依頼を受けて、居宅サービス計画を作成するとともに、指定居宅サービス事業者との連絡調整、必要時の介護保険施設への紹介を行う。
イ・介護支援専門員は、利用者35名（予防を含まず）に対して1名を標準とし、その端数を増すごとに1名を増員する。

(営業日および営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の休日及びお盆、年末年始を除く。
- 二 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- 三 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(居宅介護支援の提供方法、内容および利用料等)

- 第6条 居宅介護支援の提供方法、内容は次のとおりとし、利用料の額は厚生労働大臣の定める基準によるものとし、当該居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、無料とする。
- 一 相談の場所 当事業所相談室、もしくは利用者の自宅等、利用者の便宜を図った場所とする
 - 二 課題分析表の種類 エフワン方式
 - 三 サービス担当者会議開催場所 相談室又は利用者の自宅等
 - 四 居宅訪問の頻度 必要に応じて、月1回以上とする
 - 五 要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう行う医療サービスの連携に十分配慮して行う
 - 六 居宅介護支援を提供するにあたって質の高い評価を行い、常にその改善を図る
 - 七 提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対して、サービスの提供方法などについて、理解しやすいように説明を行う
 - 八 居宅サービス計画の作成にあたっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況に応じ、継続的かつ計画的に居宅サービスなどの利用が行われるようにする
 - 九 居宅サービス計画を作成し、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付する
 - 十 居宅サービス計画の実施状況を把握し、必要に応じて居宅サービス計画の変更、居宅サービス事業者との連絡調整その他の便宜を提供する
- 2 交通費は通常の実施地域は無料とする。但し次条に規定する。
通常の実業の実施地域を越えて行う居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。
- 一 事業所から自動車を使用した場合は片道 250 円を徴収する
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対し、支払に同意する旨の文書に署名又は記銘押印を受けることとする。

(通常の実業の実施地域)

- 第7条 通常の実業の実施地域は、岐阜市・笠松町・岐南町 の区域とする

(その他運営についての留意事項)

- 第8条 事業所は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
- 一 採用時研修 採用後3ヶ月以内
 - 二 継続研修 年1回(随時必要と考えられる研修には参加する)
- 2 従業員は業務上知り得た利用者又はその秘密を保持する。
 - 3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
 - 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は 医療法人社団 操健康クリニック と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。
 - 5 虐待防止について
 - (1) 事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次にあげる措置を講じるものとする
 - ①虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともにその結果について、従事者の周知徹底を図る

- ②虐待防止のための指針を整備する
 - ③従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する
 - ④前に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く
- (2) 事業所は、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報する

(苦情を処理するために講ずる措置の概要)

第 10 条 別紙「利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要」に準ずる

- 附則 この規程は岐阜県知事の指定のあった日から施行する。
- 附則 この規程は平成 24 年 1 月 1 日より施行する
- 附則 この規程は平成 25 年 8 月 1 日より施行する
- 附則 この規程は平成 27 年 2 月 1 日より施行する
- 附則 この規程は平成 29 年 7 月 1 日より施行する
- 附則 この規程は平成 30 年 5 月 1 日より施行する
- 附則 この規程は令和 1 年 7 月 1 日より施行する
- 附則 この規程は令和 6 年 3 月 1 日より施行する